

東京青色交通事故傷害保険

(交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険)

■ 保険期間 (ご契約期間) 2022年10月1日午後4時～ 2023年10月1日午後4時

・加入年令制限ありません

・国内外問わず (24時間補償)

・個人型：年間1,000円 (1口)
・家族型：年間10,000円 (1口)

● 日本国内・国外を問わず、交通事故等によるケガに対して保険金をお支払いします。

乗物との衝突接触事故



乗物 (自転車・電車・航空機・船舶等) との接触、衝突等の交通事故

乗物に搭乗中の事故



乗物に搭乗中の事故

駅構内での事故



駅の改札を入れてから出るまでの間における事故

この保険でいう交通事故等によるケガとは、次の (1)～(4) のケガをさします。

- 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ
- 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内 (改札口の内側) にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
- 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用している工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等によって被ったケガ
- 交通乗用具の火災によって被ったケガ

* 交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

加入手続き

| | |
|--------------|---|
| お申込み | <ul style="list-style-type: none"> ■ 新規加入の場合：加入申込票に必要事項を記入し、ご署名のうえご提出ください。 ■ 変更・脱退の場合：ご所属の青色申告会にお申出ください。 <p>※特にお申出のない場合、前年度と同一加入型にて継続扱とさせていただきます。</p> |
| 必要書類 | ■ 加入申込票 (必要事項を記入し、ご署名いただいたもの) |
| 掛金の払込方法 | ■ ご所属の青色申告会までお支払いいただきます。 |
| 加入申込票提出先 | ■ ご所属の青色申告会 |
| 申込締切日 | <p>【新規加入】 2022年9月2日 (金)</p> <p>【中途加入】 毎月20日 (翌月1日から補償開始となります)</p> |
| 保険期間 (ご契約期間) | ■ 2022年10月1日午後4時～2023年10月1日午後4時まで |
| ご加入後 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入者証を発行いたしますので大切に保管してください。 ■ 住所等の変更があった場合には速やかにご所属の青色申告会までお申出ください。 |
| 中途加入 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入申込票と掛金をご用意のうえ毎月20日までに申込みの場合、翌月1日から補償開始となります。 <p>掛金についてはご所属の青色申告会または取扱代理店までお問合わせください。</p> <p>この場合の補償期間は、補償開始日～2023年10月1日午後4時までとなります。</p> |
| 中途脱退 | ■ 中途脱退される場合は、速やかにご所属の青色申告会までお申出ください。 |

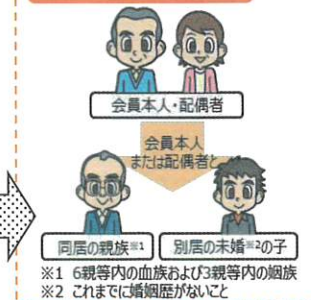
■ ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の保険料率によって計算されます。(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

被保険者の範囲

年令制限はありません

| | |
|-----|--|
| 申込人 | 個人型、家族型とも会員本人です。 |
| 個人型 | <p>被保険者 (補償の対象となる方)</p> <p>以下からお選びいただいた方が「ご本人」となります。</p> <p>① 会員本人 ② 会員本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 ③ 会員本人と同居している親族および使用人</p> |
| 家族型 | <p>被保険者 (補償の対象となる方)</p> <p>以下からお選びいただいた方を「ご本人」とする家族 (注) です。(※)</p> <p>① 会員本人 ② 会員本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 (注) 「家族」とは、「ご本人」およびその配偶者、親族 (「ご本人」またはその配偶者の同居の親族 (6親等内の血族および3親等内の姻族) ・別居の未婚 (これまでに婚姻歴がないことをいいます) の子) をいいます。右記図参照</p> |

(注) 家族とは



(※) ただし、日常生活賠償特約は、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

資料請求、その他お問合わせはこちらまで

(一社) 京橋青色申告会
〒104-0041 東京都中央区新富2-1-7 富士中央ビル1階
TEL.03-3551-1589 FAX.03-3555-3675

—事故が起こった場合は—

30日以内にご所属の青色申告会または下記にご連絡ください。
<あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター>

0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852 (有料) におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。